

答申第 1151 号

諮問第 1814 号

件名：開発行為許可申請書の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、開発行為許可申請書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 5 月 19 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 6 月 3 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書開示請求書には、特定年月日付けで株式会社 A から提出された都市計画法第 29 条第 1 項の規定により提出された開発行為許可申請書についての決裁に関する文書（決裁を含む）及び提出者に発出した許可証と記載されていたことから、請求対象文書は、本県にて保管している開発行為許可申請書についての決裁に関する起案文書、開発行為許可申請書の正本であると解した。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならないと定められており、本件行政文書開示請求書に記載の開発行為許可申請書の正本は、同項の規定により開発行為を申請する文書である。また、法第 30 条、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 16 条、第 17 条及び都市計画法施行細則（昭和 45 年愛知県規則第 107 号）第 3 条により、設計説明書（公共施設一覧表を含

む。) 、開発区域位置図、開発区域区域図、現況図、土地の公図の写し、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図、がけの断面図、擁壁の断面図、公共施設の管理者の同意書、公共施設の管理者との協議の経過を示す書面、同意を得たことを証する書類、土地の登記事項証明書、法第 34 条各号に適合することを証する書類、その他知事が必要と認める図書を添付することとなっている。

以上のことから請求内容に合致する文書を探索したところ、本件行政文書を請求内容に合致する文書として特定した。

## (2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、①経過表の協力病院等名及び病院からの距離、②理由書の不開示部分、③事業計画書の従事者数、常勤換算人員、開業予定日及び休日の不開示部分を取り消すとの決定を求めるとした上で、①②については不開示とする根拠規定及び理由付記の記載が本件一部開示決定通知書にないことから愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号。以下「手続条例」という。）第 8 条に違反している旨を、③のうち、従事者数及び常勤換算人員については条例第 7 条第 3 号イに該当しない旨を、開業予定日及び休日については条例第 7 条第 3 号イに該当しない旨及びその理由付記について手続条例第 8 条の要件を満たしていない旨を主張している。

したがって、本件審査請求の対象となる部分は、事業計画書の従事者数、常勤換算人員、開業予定日及び休日の条例第 7 条第 3 号イ該当性のほか、理由書の不開示部分、事業計画書の開業予定日及び休日、経過表の協力病院等名及び病院からの距離の理由付記の適法性であると解されるため、以下これらの部分の開示しないこととした理由及び理由付記について述べる。

## (3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

事業計画書の従事者数、常勤換算人員、開業予定日及び休日には、計画段階における当該法人の人員計画や経営戦略等の運営体制にかかる内部管理情報が記載されている。

仮にこれらの部分を開示した場合、同業他社が経営に活用することが考えられる等、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

審査請求人は、審査請求書において、本件施設は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）により設置される施設であり、従事者数及び常勤換算人員は法律の定数を満たしている必要があることを理由に条例第 7 条第 3 号イに該当しない旨を主張しているが、従事者数及び常勤換算人員は、当該法人が法律の定数を満たしたうえで、どの程度の人員を配置するかといった人員計画に関する情報であることから、前記の主張は開示不開示の判断に影響を

及ぼすものではない。

したがって、事業計画書の従事者数、常勤換算人員、開業予定日及び休日は、条例第7条第3号イに該当する。

- (4) 本件一部開示決定通知書における不開示とする根拠規定及び理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、前記(2)に記載のとおり、理由付記が手続条例第8条の規定を満たしていない旨を主張している。

本件一部開示決定通知書においては、①経過表の協力病院等名及び病院からの距離については、「連携施設の名称、所在地、住所が分かる部分」として、また、②理由書の不開示部分及び③事業計画書の開業予定日及び休日については、「法人の事業計画にかかる部分」として、いずれも開示しないこととした部分が具体的に記載されているほか、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由についても記載されており、これらの記載から、不開示部分が条例第7条第3号イに該当することの根拠を了知し得るものであり、これをもって公開することによる不利益も了知し得るものであるため、理由付記は適法に行われている。

#### 4 審査会の判断

- (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定年月日付けで株式会社Aから提出された法第29条第1項の規定にかかる開発行為許可申請書である。

- (2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、事業計画書のうち従事者数、常勤換算人員、開業予定日及び休日（以下「従事者数等」という。）の部分について条例第7条第3号イに該当しない旨、また、経過表の協力病院等名及び病院からの距離、理由書の不開示部分並びに従事者数等の部分について不開示理由の付記が手続条例第8条の要件を満たしていない旨を主張していることから、これらの部分にかかる不開示情報該当性及び理由付記の適否について、以下検討する。

- (3) 条例第7条第3号該当性について

実施機関によれば、法人の事業計画にかかる部分として不開示とした従事者数等は、計画段階における当該法人の人員計画や経営戦略等の運営体制にかかる内部管理情報であって、仮にこれらの不開示部分を開示した場合、同業他社が経営に活用することが考えられるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、事業計画書に記載された情報は、あくまで開発行為許可の申請時点で作成された計画段階

の情報であって、以後の工事の過程や状況によって変更される可能性があるとのことである。

当審査会において検討したところ、従事者数等は、本件一部開示決定時点で公になっていない内部管理情報であって、開示することにより競争相手に対する優位性を失うなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、従事者数等は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 理由付記について

当審査会において、本件一部開示決定通知書の記載を確認したところ、不開示とした根拠規定のほか、不開示とした部分及びその理由についても審査請求人において了知し得る程度に示されており、本件一部開示決定にかかる理由付記に不備があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の事業計画にかか る部分</li> <li>・ 連携施設の名称、所在 地、住所が分かる部分</li> </ul>	<p>愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることによ り、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあるものが記録されている ため</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 0 . 2 1	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 5 . 2 9 (第705回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 6 . 1 8 (第707回審査会)	審議
7 . 7 . 2 8	答申